

戦後ドイツ手工業分野の特殊性と構造変化 ~ 手工業秩序法1953年制定から2004年法改正までのマイスター強制部門を中心に ~

著者	水村 陽一
著者別名	MIZUMURA Yoichi
雑誌名	東洋大学大学院紀要
巻	56
ページ	175-201
発行年	2020-03
URL	http://doi.org/10.34428/00011768

戦後ドイツ手工業分野の特殊性と構造変化 ～手工業秩序法1953年制定から2004年法改正までの マイスター強制部門を中心に～

経済学研究科経済学専攻博士後期課程3年

水村 陽一

1. はじめに
2. 1950年代から1980年代までの手工業分野
 - 2.1 1953年HwOの制定と違憲問題、及び第1次法改正
 - 2.2 1950年代から1970年代にかけての手工業分野の特徴
 - 2.3 1980年代に行われた支援政策
3. 1990年代の法改正と2004年大規模法改正までの手工業分野の状況
 - 3.1 1992年と1999年の2度のHwO改正とその背景
 - 3.2 1990年代の手工業分野の状況
 - 3.3 2004年大規模法改正について
4. むすび

1. はじめに

ドイツの手工業分野は手工業秩序法（Das Gesetz zur Ordnung des Handwerks、以下、HwOと略記）によって、熟練技能の保障と継承、国民の安全と健康を保護するため、マイスター資格によって独立開業を制限する、マイスター強制（Meisterzwang）を行っている。しかしながら、同分野は2004年に大規模なHwOの改正を行い、マイスター強制の一部撤廃を伴う大きな転換期を迎えた。

本研究では、第二次大戦後から2004年の大規模法改正までの事業構造の変化を西ドイツおよび、統一後のドイツについて、先行研究および手工業調査統計を整理することによって、以下のことを明らかにすることを課題にする。まず、マイスター強制によって参入が規制された分野での事業者間競争はどのように行われたか、次いで、ドイツ全体の経済構造の変化に手工業分野はどのように対応してきたのか、といった点を明らかにする。さらに、2004年

の法改正によるマイスター強制の撤廃は、どのような状況にあった職種を中心に行われたかを明らかにする。

・ドイツ手工業分野とは

手工業分野¹とマイスター資格の内容については、近藤（1999）や吉田（2000）が詳しくまとめていることから、ここでは概要についてのみ整理しておく。

戦後のドイツ手工業分野の範囲は1953年にHwOによって法制度化された。また、同法の付表で規定されている手工業職種（Anlage A、以下、付表Aと略記）と手工業類似職種（Anlage B、以下、2004年HwO改正前までは付表B、2004年法改正以降に関しては付表B2と略記）のうち、付表Aに規定されている職種についてのみマイスター強制を行なっている。手工業と工業や商業の差異について職種以外に明確な区分けがないが、「手工業」は工業で生産された既製品に付加価値を加えたもの、または、職人の高い技能を生かして生産工程の機械化が難しい製品の生産、そして既製品の保守・修理といった、個別のニーズに合わせた小規模な生産、および、販売、保守、修理活動を行うものであるとされた。

例えば、製パン業の場合、スーパーの売り場に並ぶ袋詰めされたパンは大量に機械によって生産されることから、工業事業者の製造によるもので、これをスーパーなど商業分野の事業者が販売活動を行うのである。これに対して、製パン手工業事業者の場合はパン屋やスーパーの別売りコーナーでショーケースに並ぶパンを想像すれば良い。他にも、自動車販売店は商業事業者に当たるが、自動車修理工場は手工業事業者にあたる。しかしながら、経済発展による経営形態の多様化によって、手工業と工業・商業といった事業者の活動領域が接近したことで差異は小さくなってきている。

・マイスター資格証を取得するまでの流れ

手工業の開業時に要件となるマイスター資格試験を受験²するためには、職種によって異なるが一定期間の職業訓練（Auszubildende、若しくはLehrlinge）を行って、職人資格証（Gesellenbrief）を取得後、5年程度の職業経験を行うことで、マイスター資格試験の受験要件を満たすことができ、試験に合格すると、マイスター資格証（Meisterbrief）が発行されるのである。マイスター資格試験の内容については、受験する職種の第1部 専門実技試験、第2部 専門理論試験、全職種共通の第3部 経済・商学・法学試験、第4部 職業教育・労働教育学試験の4部構成で試験が行われ、受験者は第1部から第4部まで順番に合格して行かなければならない。すなわち、マイスター資格を取得する者は希望職種の専門的な知識を求められるだけでなく、事業活動を行う上で必要な法的、商業的な知識に加え、徒弟（職業訓練者）の教育に関する知識も有していることが求められるのである。

ただし、手工業開業時にマイスター強制から除外される例外規定もいくつか存在する。そ

これは、職務の難易度が低く、特別な安全確保を必要としない付表Bである。それ以外に、テレビ、ラジオを販売する傍ら手工業活動である修理業務を行う場合、主たる販売事業の規模を超えない程度であれば副業的経営と見なされ免除される。他にも、バス会社が自社の車両整備を行う場合、その会社の主たる事業はバス運行であり、車両整備はそれを遂行するために必要な手工業活動にあたり、補助的経営として免除されるのである。また、相続などの原因による事業の継承もマイスター強制からは除外される。

・ 2004年以降の手工業分野

2004年のHwO改正（付録表2を参照）によって、付表Aは開業規制職種と開業自由職種に分けられた。開業規制職種については、引き続き付表Aとして41職種を指定した。そのうち35職種はマイスター資格試験受験要件であった職人経験が廃止され、職業学校修了者または職人資格所有者が受験できる試験受験要件の緩和が行われた。開業自由職種（以下、付表B1と略記）については、引き続きマイスター資格試験は実施されるが、開業要件としてマイスター資格証を要求するマイスター強制は撤廃された。

以上が手工業分野とマイスター資格制度の概要である。次節では1953年のHwO制定と1965年の第一次法改正に至った経緯と改正点についてについてまとめる。そして1956年、1963年、1968年、1977年に行われた調査統計と先行研究をもとに、手工業の事業形態の変化について、HwOの付表Aに準規した7つの手工業職種グループ（以下、職種グループと略記）ごとに分けて検討する。ただし、1980年代には手工業調査統計は行われなかったことから、この時期に行われた中小企業支援政策の手工業事業者に向けられた政策について紹介する。

2. 1950年代から1980年代までの手工業分野

2.1 1953年HwOの制定と違憲問題、及び第1次法改正

1953年のHwOの制定によって、西ドイツでは付表Aの7グループ93職種（付録表1を参照）を規定した。しかしながら、同法は1949年に制定された西ドイツ基本法にある営業の自由（Gewerbefreiheit）を侵害しているとの懸念がニーダーザクセン州ハノーファー上院州議会（Erste Kammer Hannover）によって提起されたことから、同州上院議会はハノーファー地方行政裁判所に審議依頼を提出した。しかし、地方行政裁判所は審議の決定を延期し、1955年に連邦憲法裁判所に審議の決定を委ねたのである。その後、1961年に連邦憲法裁判所より合憲の判決が出された。内容を要約すると、手工業分野は工業や商業などといった分野に比べ、依頼された仕事を達成することの難易度が高く、仮にマイスター資格を開業要件とせず自由に活動すれば、消費者の健康と生産者の安全を確保することが困難であると言える。これらの問題を回避するためには高い技能と教育能力を持つマイスターによって後継者を育成することが望ましく、HwOのような制度が必要であると判示している。

この合憲判決を受け、1965年に最初のHwO改正（付録表1を参照）が行われた。改正点は産業別の区分けから、職業訓練内容を重視した区分けに変更する再構築を行い、付表Aを125職種とした。具体的には、オルガン、ピアノ・ハーモニウム、バイオリン、金管・打楽器、木管楽器、弦楽器製造業者は、まとめて一つの職種として1953年HwOでは指定していたが、1965年改正法では6職種に分けられた。他にも、刺繍業者、編み物・ニット衣類製造業者は刺繍業者と編み物・ニット衣類製造業者の2職種に分けられた。また、この改正で始めて付表Bが作られ40職種を規定した。加えて、経済発展や新たな技術に素早く対応するために、法改正を伴わず容易に職種の追加・削除を行うことが可能となったのである。

2.2 1950年代から1970年代にかけての手工業分野の特徴

はじめに、手工業の事業者数を経営規模別（表1を参照）に捉える。個人経営ないし家族経営が想定される零細層（従業者数1～4人）の事業者数の割合は1956年の調査では手工業事業者全体の74%を占めていたが、減少傾向が続き1977年の調査では57%にまで低下した。これに対して、家族以外の従業員を雇用していると言える中規模層以上（従業者数5人以上）の事業者は増加傾向であったのである。吉田（1984）の研究においても零細層の減少と小規模層以上の増加について触れられており、手工業事業者は工業生産品の保守・修理など工業事業者との補完関係を築くために経営規模の拡大を行う一方で、経営規模を拡大する事ができなかった事業者は廃業したという事業者の集約化が進んだものと解釈した。加えて、工業事業者との補完関係を築くことが困難であった職種についても廃業が進んだと指摘している。

表1：経営規模別手工業事業者数の推移

経営規模層	従業者数別 経営規模	1956年	1963年	1967年	1977年
	合計	751,639	658,387	614,864	494,243
零細層	1人	249,672 (33%)	192,311 (29%)	150,270 (24%)	87,377 (18%)
	2～4人	311,450 (41%)	268,051 (41%)	244,335 (40%)	192,130 (39%)
小規模層	5～9人	124,100 (17%)	121,050 (18%)	138,906 (23%)	126,304 (26%)
中規模層	10～19	40,981 (5%)	45,446 (7%)	47,383 (8%)	55,806 (11%)
	20～49人	18,700 (2%)	22,476 (3%)	24,674 (4%)	24,261 (5%)
大規模層	50人以上	6,736 (1%)	9,053 (1%)	9,296 (2%)	8,365 (2%)

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1956, 1963, 1967, 1977) Handwerkszählung.

そこで、事業者数と一事業者あたりの平均従業員数の変化（表2を参照）を職種グループごとに見ると、4の衣類・繊維・皮革グループを除き、経営規模の拡大が見られる。その内、事業者数が減少しているものは、単に事業者の集約化が起きていると捉える事ができるが、2の金属グループに関しては事業者数も増加した上で経営規模の拡大が見られていることから、単に事業者の集約化として捉えるだけでなく、市場などに何かしらの変化が起きていたと推測する事ができる。よって、同時期の職種グループごとの売上高の変化（表3を参照）

を市場規模の変化として捉えることによって、市場にどのような変化が起きたかを検討する。ただし、物価の変動を考慮せず、20年近くも離れた期間の売上高を比較することは出来ないため、企業物価指数（PPI）を用いて、1976年を基準とした売上高に加工を行う。

表2：職種グループ別事業者数と事業者あたり平均従業員数（1956～1977）

手工業職種グループ	1956年	1963年	1967年	1977年	1956～1977年
手工業全体	751,639 (4.822)	658,387 (5.902)	614,864 (6.649)	494,243 (7.904)	"-" "+"
1建設グループ	122,255 (10.271)	118,619 (11.690)	117,755 (11.754)	103,163 (11.266)	"-" "+"
2金属グループ	145,285 (5.495)	142,358 (6.897)	147,673 (7.891)	147,974 (8.275)	"+" "++"
3木材グループ	83,214 (3.763)	68,894 (3.997)	62,727 (4.328)	44,515 (5.448)	"-" "+"
4衣類・繊維・皮革 グループ	199,133 (2.069)	138,514 (2.207)	104,820 (2.396)	50,743 (2.969)	"-" "-+"
5食品グループ	116,531 (4.262)	103,903 (4.648)	97,766 (5.154)	74,263 (6.416)	"-" "+"
6保健・衛生、化学・クリーニング グループ	63,082 (4.167)	64,658 (5.431)	64,872 (6.216)	57,371 (9.662)	"-" "++"
7ガラス・紙・陶磁器業および その他のグループ	22,139 (3.886)	21,441 (4.770)	19,251 (5.673)	16,214 (5.914)	"-" "+"

注)“-は減少-1>X”,“-+は横ばい-1<X<1”,“+は増加1<X<3”,“++は大幅増加 3<X”

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1956, 1963, 1967, 1977) Handwerkszählung.

表3：企業物価指数調整による売上高推移

年	1建設グループ	2金属グループ	3木材グループ	4衣類・繊維・ 皮革 グループ
1955年	19,215,183	21,130,956	5,904,639	5,636,737
1962年	43,108,475	48,834,460	10,739,903	8,214,205
1966年	63,465,686	66,764,199	13,715,079	8,612,655
1976年	65,746,565	95,245,998	15,806,063	7,415,808
1955-1976年変化率	342%	451%	268%	132%
年	5食品グループ	6保健・衛生、 化学・クリーニ ンググループ	7ガラス・紙・陶 磁器業および その他のグ ループ	手工業全体
1955年	22,425,286	2,708,699	2,038,199	79,059,696
1962年	35,911,795	5,815,137	4,206,217	156,830,192
1966年	43,334,399	7,968,752	5,920,321	209,781,101
1976年	48,934,842	12,145,589	6,573,499	251,868,366
1955-1976年変化率	218%	448%	323%	319%

注) 物価指数は1976年を基準とした。

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1956, 1963, 1967, 1977) Handwerkszählung.

1954年から1976年にかけての売上高の変化率を見ていくと、手工業全体としては319%の売上高の増加が見られ、市場規模の拡大が起きたと言える。次に筆者の解釈に基づいて、4つのカテゴリーにそれぞれの職種グループを当てはめていくと、以下、表3-1のような結果となる。

つまり手工業分野全体としては事業者の集約化と市場規模の拡大が同時に起きていたと言う事ができる。しかし、より細かく職種グループごとに見ていくと、2の金属グループや6の

表 3-1 売上高推移から筆者の解釈

売上高変化率	職種グループ	市場規模
400%以上	2金属グループ, 6保健・衛生, 化学・クリーニンググループ	大幅な市場拡大
300%以上, 400%未満	1建設グループ, 7ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ	市場拡大
200%以上, 300%未満	3木材グループ, 5食品グループ	小幅な市場拡大
100%以上, 200%未満	4衣類・繊維・皮革グループ	市場に変化なし, または縮小

表 3 より筆者作成

保健・衛生、化学・クリーニンググループと4の衣類・繊維・皮革グループを比べると大きな差異が見られる。このような差異が生じた要因として、工業事業者との関係によって決まるものであるから、手工業事業者の手工業生産売上・手工業サービス売上・商業的な商品売上といった活動内容別の売上割合（表4を参照）と販売先の割合（表5を参照）を見ていく。

4の衣類・繊維・皮革グループと5の食品グループを除く職種グループで手工業活動による売上高割合は上昇しており、加えて、1の建設グループ、2の金属グループ、3の木材グループ、7のガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループで手工業修理およびサービスの活動が高まっている。また、これらの職種グループは家計への販売も1962年から1976年にかけて上昇しており、工業生産品の保守・修理といったサービス下請けによる補完関係が70年代にかけて高まったと言える。なお、4の衣類・繊維・皮革グループは修理およびサービス活動売上高と商業およびその他の売上高の比率が高まった。販売先に関しても家計向けの比率が高く1976年にかけて変化が見られていないことから、この職種グループは生産活動を行うことよりも、他社の商品を取り扱った販売店としての活動や既製品の簡易加工といった活動を高めてきたと考えられる。そして、6の保健・衛生、化学クリーニンググループは手工業生産活動による売上高比率が1956年から1977年にかけて高まり、販売先についても家計以外の比率が高まった。

この要因を吉田（1984）では同職種グループ内にある建物清掃業者の急速な成長によるものと捉えており、この職種の事業者数はあまり変化が見られないものの、平均従業員数は1956年では10.11人であったのに対し、1977年には141.73人へと驚異的な増加をしたのである。すなわち、6の保健・衛生、化学クリーニンググループの発展に関しては建物清掃業者の急激な成長によって、牽引されたものであったと言えるのである。最後に5の食品グループについては手工業生産の売上高割合の低下が見られ、対して商業およびその他の売上高割合が増加した。

表4：活動内容別にみた売上割合

職種グループ	(1) 手工業活動による売上割合			(2) 商業およびその他の活動の売上割合		
	1956年	1963年	1977年	1956年	1963年	1977年
手工業全体	77.1%	74.9%	77.9%	22.9%	25.1%	22.1%
1建設グループ	96.6%	95.6%	95.7%	3.4%	4.4%	4.3%
2金属グループ	56.9%	56.2%	63.4%	43.1%	43.8%	36.6%
3木材グループ	81.5%	82.6%	87.0%	18.5%	17.4%	13.0%
4衣類・繊維・皮革グループ	66.4%	61.9%	61.0%	33.6%	38.1%	39.0%
5食品グループ	81.7%	75.8%	79.1%	18.3%	24.2%	20.9%
6保健・衛生、化学・クリーニンググループ	79.4%	81.8%	88.5%	20.6%	18.0%	11.5%
7ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ	67.7%	68.5%	76.5%	32.3%	31.5%	23.5%
職種グループ	(3) 手工業生産割合			(4) 手工業修理およびサービス割合		
	1956年	1963年	1977年	1956年	1963年	1977年
手工業全体	67.4%	62.4%	46.8%	9.7%	12.5%	31.0%
1建設グループ	90.6%	87.1%	59.4%	5.9%	8.4%	36.3%
2金属グループ	39.8%	37.4%	22.4%	17.1%	18.8%	41.0%
3木材グループ	77.0%	76.0%	70.3%	4.5%	6.6%	16.7%
4衣類・繊維・皮革グループ	55.0%	46.3%	32.1%	11.4%	15.6%	29.0%
5食品グループ	81.6%	75.7%	77.2%	0.1%	0.1%	1.9%
6保健・衛生、化学・クリーニンググループ	12.4%	12.1%	23.3%	67.0%	69.6%	65.2%
7ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ	57.7%	50.9%	51.7%	10.0%	17.5%	24.8%

注) (3), (4)は(1)手工業活動内容の内訳

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1956, 1963, 1977) Handwerkszählung.

表5：手工業事業者の販売先割合（1962年、1976年）

職種グループ	家計向け		公共事業、産業経済・その他	
	1962年	1976年	1962年	1976年
手工業全体	44.85%	48.68%	55.15%	51.32%
1建設グループ	32.92%	40.52%	67.08%	59.48%
2金属グループ	32.97%	44.43%	67.03%	55.57%
3木材グループ	37.21%	48.00%	62.79%	52.00%
4衣類・繊維・皮革グループ	72.04%	74.19%	27.96%	25.81%
5食品グループ	68.21%	66.19%	31.79%	33.81%
6保健・衛生、化学・クリーニンググループ	75.14%	55.30%	24.86%	44.70%
7ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ	28.03%	33.99%	71.97%	66.01%

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1963, 1977) Handwerkszählung.

これについては、鎗田（2010）が行った製パン業に関する研究が大いに参考になる。製パン業者はスーパーなどで袋詰めされたパンを販売する製パン工業者とパン屋でショーケース

に並べて販売する製パン手工業者といったように、戦後間も無い頃は活動領域が干渉することがなかった。しかしながら、経済の発展による販売様式の変化と消費者趣向の多様化によって、製パン工業者は手工業者のように質が高く、種類に富んだパンを様々な販売形態で取り扱うように変化してきた。これに対抗するため製パン手工業者達はパン屋の中にイートインスペースを設けたり、飲食店の経営を行ったりしてきたと指摘している。これは一例であったが、5の食品グループは工業事業者との競争に陥り易い職種が多く、競争によって生産活動のみならず販売活動も重視してきたのである。その結果、商業およびその他の売上高の割合が高まったのであると解釈できる。

以上までが、1950年代から1970年代にかけての手工業分野の特徴であったのだが、80年代に入ると手工業調査統計は行われなかった。そこで80年代には50年代から70年代にかけての急激な手工業分野の変化によって浮上した課題を解決するための政策が行われたことから次節にて整理を行う。

2.3 1980年代に行われた支援政策

近藤（1985）の研究によれば、1980年代の支援政策は（1）事業者の経営能力向上のための支援、（2）手工業と工業事業者の共同化を促進させる支援の2つのタイプに分けることができる。したがって、以下にそれぞれの支援政策についてまとめる。

（1）事業者の経営能力向上のための支援

事業者の経営能力向上のための援助では、主に企業設立講習、企業者講習、企業横断的講習の3つの講習を行った。企業設立講習は手工業開業時に必要とされる法的な手続きに関する事や開業資金の調達方法など、手工業開業準備者の為に向けられた講習であった。既存事業者に向けられた講習としては、企業者講習と企業横断的講習である。50年代から70年代にかけて見られた、経営規模の拡大によって手工業者は個人事業者から企業経営者へと変化してきたのである。すなわち、彼らには経営者としての知識が問われるようになったことから、経営者講習が行われたのである。加えて、経営規模の拡大は工業事業者との補完関係の発展や販売形態の多様化をもたらした。しかしながら、1965年の法改正より用いられてきた、職業訓練内容別の手工業職種分類では一事業者が担当できる事業領域がとても狭かった。したがって、手工業事業者間の協業を促進させる事によって、ワンストップサービス化を企業横断的講習によって目指したと考えられる。

ところで、手工業分野の状況はこのように第二次大戦後から大きく変化したにも関わらず、手工業経営コンサルタントの持っている知識はこれまで変化してこなかった。また、経営形態の発展によって手工業コンサルタントの需要も今後、益々増えていくことから、コンサルタントの再教育と拡充を行ったと言われている。但し、近藤（1985）では、企業横断的講習会の手工業事業者間の協業の促進に関して、手工業者は高い技能を持った職人であることが

ら、自尊心が高く協調性がなかったために、成功することはなかったと指摘している。

(2) 手工業と工業の共同化を促進させる支援

手工業者が工業事業者と補完関係を築いてきたことについて、既に確認したが、これはサービス下請けとしての補完関係であった。すなわち、保守・修理を行う職種については補完関係を築きやすかったが、製造・加工を行う職種は工業との取引を持つことが難しかった。そこで、製造・加工を行う職種に対して、生産様式の現代化の為の支援を行い工業との部品下請けによる補完関係を促進させようとしたのである。よって、手工業生産品にマイクロコンピュータなどの先進技術を組み合わせるといった技術革新のために研究開発を行う事業者には助成金を給付した。それ以前は手工業事業者と工業事業者が互いに顔を合わせるための場はなかったが、部品供給者メッセ (Zulieferer Messe) の開設によって、工業者と補完関係を築くための交渉を行う機会をこの時期に得たのである。

90年代に入ると、2度のHwO改正と東西ドイツ統合という、手工業分野を取り巻く環境が大きく変化する局面を迎えたことから、次に、この時期の法改正と特徴について、1995年の手工業調査統計および先行研究を元に整理する。

3. 1990年代の法改正と2004年大規模法改正までの手工業分野の状況

3.1 1992年と1999年の2度のHwO改正とその背景

1990年代には、手工業事業者が他手工業職種の職務を行うことを可能とするため、一手による職務遂行 (Leistung aus einer Hand) と銘打ち、1992年と1998年の2度にわたるHwO改正が行われた。まず、1992年の改正法の改正点を以下にまとめる。

(1) 手工業内経済的補完のための他職種の遂行

例えば、原動機付き車両工の事業者が他職種である原動機付き車両電気工の職務を行いたい場合、本職の事業規模を超えない程度であれば、手工業内経済的補完業務として行うことが可能となった。

(2) 知識と技能の証明を要件とする他職種の遂行

手工業内経済的補完のための他職種の遂行で規定された範囲を超える業務を行う場合や、既に営業している手工業職種とは異なる業務を行いたい場合はこれに該当する。1965年改正HwOでは、新たに職務を行いたい手工業職種の職業訓練と職人経験を積み、再度、マイスター資格を取得しなければならなかった。1992年改正HwOでは、手工業事業所や専門学校にて、新たに扱いたい職務に関する職業訓練を行うか、手工業会議所や同職人組合などが行うセミナーへ参加することで技能の証明をする事ができる。その後、手工業会議所での面接試験を受け許可させることで、他職種の事業を行うことが可能となった。

(3) マイスターを経営者としての雇用による追加的職種の遂行

これまでは、従業員数50人以上の大規模事業者に対してのみ、手工業マイスターを経営陣

の一人として雇用し、職業訓練生の指導を行うことができる場合、その雇用したマイスターの持つ職種の事業を行うことが許可されていた。しかしながら、1992年のHwOからは全ての経営規模の手工業事業者に対して許可された。

次に、1998年のHwO改正では、1992年の一手による職務遂行によるHwO改正をより進展させるために手工業職種の再構築を行った。その内容とは、付表A 125職種のうち、傘製造やブラシ・刷毛業者など一部の職種はマイスター強制の無い付表Bへと移行した。それ以外の職種は統合する事によって、付表Aを94職種とした。すなわち、1965年の職業訓練内容別の職種構成から、経済活動内容別の職種構成へと再構築を行ったのである。

以上の様に、1980年代の支援政策の一つであった手工業事業者間の協業によるワンストップサービスの実現は良い成果を得ることができなかつたことから、1992年の法改正で事業者は単独で他職種の遂行を可能とし、1998年の法改正（付録表1を参照）では産業活動別の区分に手工業職種を再構築する事でワンストップサービスの実現を目指したのである。

3.2 1990年代の手工業分野の状況

1995年の調査をもとに職種グループごとの手工業事業者数と事業者あたりの平均従業員数（表6を参照）を見ていく。手工業全体では一事業者あたりの平均従業員数は10.8（西ドイツのみでは10.6人）に達し、事業者数も70年代以降から増加に転じている。そして、職種グループごとにみていくと、4の衣類・繊維・皮革グループと5の食品グループを除き、事業者数は増加している。一事業者あたりの平均従業員数は4の衣類・繊維・皮革グループ、7のガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループを除き増加した。ただし、東西ドイツ統合による影響を加味すべきであるが、5の食品グループの一事業者あたり平均従業員数の大幅な増加は鎗田（2010）で指摘していた、飲食店経営といった販売形態の変化がより進んだことによるものと言えるであろう。また、6の保健・衛生、化学・クリーニンググループの大幅な増加をした要因として、建物清掃業者の平均従業員数が1977年の141.73人から1995年には160.57人へと、より増加したことによるものであったと言える。

すなわち、70年代から90年代にかけても、一部の職種グループを除き経営規模の拡大が見られたのである。ただし、事業者数もほとんどの職種グループで増加に転じたことから、事業者の集約化傾向は弱まってきたものと考えられる。

90年代は東西ドイツ統合による景気の変動が激しかったことから、売上高の変化について捉えることは行わない。これに代えて、販売先の変化（表7を参照）を1976年と1994年で比較を行うと、すべての職種グループで家計向け販売の割合が減少し、産業経済・その他への販売割合が増加している。また、従業員数を職業能力ごとに分けて（表8を参照）見ていくと、半・不熟練労働者の増加が1976年から1994年にかけてより強く見られる。これは前述した建物掃除業のような、単純労働を基盤とする人的資本への依存度の高まりによるものと言

表6：職種グループ別事業者数と事業者あたり平均従業員数（1977年、1995年）

手工業職種グループ	1977年	1995年	1956～1977年	1977～1995年
手工業全体	494,243 (7.904)	563,204 (10.804)	“-” "+"	“+” “+”
1建設グループ	103,163 (11.266)	132,241 (12.580)	“-” "+"	“+” “+”
2金属グループ	147,974 (8.275)	212,494 (9.810)	“+” “++”	“+” “+”
3木材グループ	44,515 (5.448)	45,750 (7.778)	“-” “+”	“-+” “+”
4衣類・繊維・皮革グループ	50,743 (2.969)	24,698 (3.845)	“-” “-+”	“-” “-+”
5食品グループ	74,263 (6.416)	50,113 (11.964)	“-” “+”	“-” “++”
6保険・衛生、化学・クリーニンググループ	57,371 (9.662)	78,951 (14.702)	“-” “++”	“+” “++”
7ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ	16,214 (5.914)	18,957 (6.625)	“-” “+”	“+” “-+”

注)“-”は減少 $-1 < X < 0$ ”, “-+”は横ばい $-1 < X < 1$ ”, “+”は増加 $1 < X < 3$ ”, “++”は大幅増加 $3 < X$ ”

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1977, 1995) Handwerkszählung.

える。そして、生産機械の管理を行う技術職員と事務作業を行う商務職員もこの時期に大幅に増加したのである。すなわち、80年代に行われた支援政策のうち、工業事業者との協業促進に関する支援によって、生産様式が機械的な資本によるものへと変化したと言える。加えて、産業経済・その他に向けた販売割合が増加したことを加味すると、手工業事業者はこの時期に部品下請けとして工業との補完関係を築き始めたと考えられる。

しかしながら、今後の手工業分野の発展を揺るがしかねない現象が、ドイツの教育構造の変化によって見られ始めた。ドイツの教育制度は、小学校にあたる基礎学校（Grundschule）

表7：手工業事業者の販売先割合（1976～1994）

職種グループ	家計向け割合		公共事業		産業経済・その他	
	1976年	1994年	1976年	1994年	1976年	1994年
手工業全体	48.68%	43.50%	13.40%	13.20%	37.92%	43.30%
1建設グループ	40.52%	39.80%	28.85%	23.90%	30.63%	36.40%
2金属グループ	44.43%	42.30%	9.26%	9.00%	46.31%	48.70%
3木材グループ	48.00%	41.50%	11.12%	10.20%	40.88%	48.30%
4衣類・繊維・皮革グループ	74.19%	62.90%	4.57%	5.60%	21.24%	31.50%
5食品グループ	66.19%	64.40%	1.72%	0.80%	32.09%	34.80%
6保健・衛生、化学・クリーニンググループ	55.30%	43.40%	11.59%	20.90%	33.10%	35.80%
7ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ	33.99%	32.30%	10.01%	8.00%	56.00%	59.70%

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1977, 1995) Handwerkszählung.

表 8：手工業従業員の職業能力別内訳

単位： 千人	労働者				職員			合計
	職人・その他 熟練労働者	半・不熟練労働者	手工業徒弟・ 見習い	小計	技術・商務職 員	技術・商務徒 弟	小計	
1962年	1610.6 (52.5%)	690.2(22.5%)	399.6 (13.0%)	2700.4 (88.0%)	312.7 (10.2%)	54.6 (1.8%)	367.3 (12.0%)	4072.1 (100%)
1976年	1491.8 (45.6%)	767.3 (23.5%)	429.7 (13.1%)	2688.8 (82.3%)	516.1 (15.8%)	63.8 (2.0%)	579.9 (17.7%)	3906.5 (100%)
1994年	2219.5 (39.9%)	1498.6 (27.0%)	442.1 (8.0%)	4160.2 (74.9%)	1335.5 (24.0%)	61.9 (1.1%)	1397.4 (25.1%)	5557.6 (100%)

出典：Statistisches Bundesamt Deutschland (1963, 1977, 1995) Handwerkszählung.

を卒業後、将来希望している就職先や学力に合わせ、基幹学校（Hauptschule）、実務学校（Realschule）、ギムナジウム（Gymnasium）のいずれかに進学する。吉田（2000）によれば、マイスターを目指す者の場合、基幹学校へ入学することが前提となるのだが、基礎学校卒業後1960年には約半数の近くの児童が基幹学校に進学していた。しかしながら、90年代には約3分の1程度にまで減少したのである。すなわち、基幹学校入学者数の減少は、将来、マイスター資格を取得し、手工業分野で開業を目指す者の減少を意味している。故に、手工業事業者の減少が今後より深刻なものになっていくことを暗示していると指摘している。

3.3 2004年大規模法改正について

2004年の改正HwOの概要については冒頭で整理した通りである。2004年に大規模な改正に至った経緯はAgenda2010の開業促進政策が大きく関係する。これまでは、熟練技能の保障や熟練者（マイスター）による職業訓練を行わなければ、生産者・消費者双方に安全上、健康上の問題が起こる可能性が高いこと根拠にマイスター強制を行ってきた。しかし、Agenda2010の開業促進政策を実現するためには、安全上、健康上の問題が起きやすい職種は引き続きマイスター強制による保護を行い、熟練技能の保障については市場調整メカニズムを取り入れる事にしたのである。そこで、付表B1に移された職種はどのようなものか見

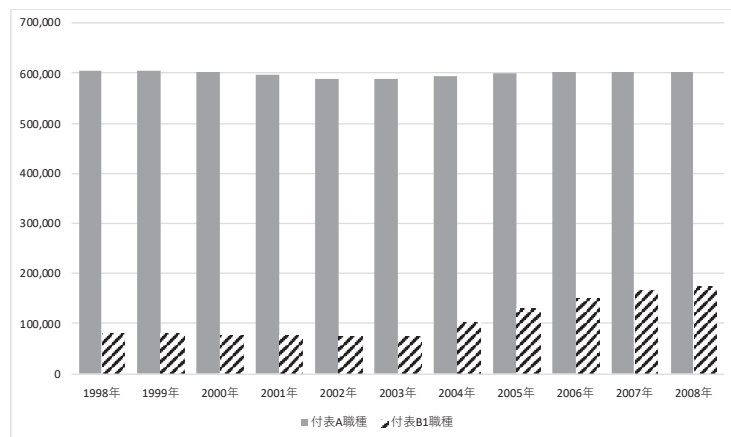


図 1：マイスター強制有無別の手工業事業者数推移（1998～2008）

出所：Zentralverband des Deutschen Handwerks (ZDH), Betriebszahlen 1998-2008.

ていき、2004年以降の事業者数の推移を見る。マイスター強制を撤廃した職種は3木材グループ、4衣類・繊維・皮革グループ、7ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループが中心となっている。53職種という、半数以上の職種が自由化されたにもかかわらず、付表B1へ移行の対象となった事業者数は手工業全体の数である約68万（1998年時点）のうち、約8万程度（1998年時点）であった。しかしながら、図1の様に2004年の法改正以降、あまり事業者数の増加が見られない付表Aに対し、付表B1の職種は急速に事業者の増加がみられた。よって2008年の付表B1の事業者数は17万まで増加し全手工業事業者の20%程度を占めるまでに至っている。

4. むすび

本研究では、第二次大戦後から2004年の大規模法改正までの手工業分野の事業構造の変化について、職種グループごとの事業者構造の変化と売上構造の変化から捉えてきた。そこで最後に、はじめに設定した本稿の目的に立ち返り、総括を行う。

手工業事業者は1950年代から1970年代にかけて、家計向け販売割合の高まりと手工業サービス活動の高まりが特徴的であった。すなわち、工業生産品の保守・修理を手工業事業者が引き受ける、サービス下請けとしての補完関係を築いてきたのである。ただし、5の食品グループに代表されるような一部の職種は工業事業者と補完関係を築くことは職種の性質上難しく、むしろ工業事業者が手工業分野の領域に近づいてきたことから、競争関係にあったのである。このため当該グループの手工業者は自営の飲食店、販売店舗といった販売経路の拡大を行うことによって対応してきたのである。また、この様な工業とのサービス下請けとしての補完関係の形成や販売経路の拡大を行うためには一定規模以上の経営規模が要求されることから、一事業者あたりの平均従業員数は増加傾向にあったと言える。

事業者数の減少傾向と一事業者あたりの平均従業員数の変化が見られなかった4の衣類・繊維・皮革グループは、海外の安価な大量生産品と欧州近隣諸国の高いブランド力を持った高額な商品の流入によって、急速に市場を失っていったと推察できる。そのため、1966年から1976年にかけての商業的活動割合の高まりと家計向けの販売割合が高いまま変化しなかった事からすると、4の衣類・繊維・皮革グループの手工業者は裾直し・修繕や既製品の簡易加工を販売と同時に行う事が可能な店舗として、商業的な経営を行うことで対応してきたと解釈できる。

1980年代に入ると、経営者としての知識を高めるための支援策が行われていたことから、経営規模は拡大できたが、経営者が変化にうまく適応できていないという問題がこの時期に発生していたと思われる。加えて、手工業分野は1965年のHwO改正で職業訓練内容別に職種を定義したことで、取り扱える職務の範囲はとても狭いものとなった。例を挙げるとすれば、製パン手工業者がレストラン経営を行ったとする。レストランでは、パン製造に関する

マイスター資格を持っているため自家製のパンを提供する事ができるが、ケーキの提供に関してはケーキ職人の資格がなければ他者製のケーキを提供する事以外できないのである。他にも、原動機付き車両工は持ち込まれた自動車の電気系統以外の修理を行う。もし、電気系統の故障も起きている場合には、原動機付き車両電気工が担当することとなるため、修理を行う事ができなかったのである。よって、80年代には手工業事業者間の協業を促進する事で互いに補完し合い、この問題を解決しようと試みたのである。

90年代に入ると、80年代に十分な成果が得られなかったとされる手工業事業者間の協業を促進することによってワンストップサービスを目指す政策は、二度のHwO改正で事業者が行える職務範囲の拡大を容易にしたことによって改善が目指された。1995年の手工業調査によれば、企業間取引が増加したと捉えられる産業経済・その他向け販売割合が1976年から1994年にかけて増加している。加えて、技術・商務職員の割合も同期間で高まっている。すなわち、80年代の工業事業者との共同化促進支援は、製造・加工を行う手工業事業者の生産様式を転換させ、部品下請けとして工業との補完関係を築かせることに成功したのである。

以上が手工業分野の事業構造の変化である。ほとんどの職種グループで自発的な取り組みや政府による支援によって、ドイツ経済の構造変化にうまく対応してきたのである。しかし、4の衣類・繊維・皮革グループだけは、どの期間でも事業領域を発展させる事ができず衰退傾向にあった。対して、6の保健・衛生、化学・クリーニンググループにある建物清掃業者の様な他の手工業職種とは一線を画す特殊な発展をしている職種も見られたのである。

そして、2004年にHwOの大規模な法改正を行った事によって、マイスター資格試験受験要件の緩和（付録表2より、付表A）と約半数の職種のマイスター強制が廃止（付録表2より、付表B1）された。図1の事業者数の変化はこの間の状況を示している。

2004年の法改正以降、マイスター強制の廃止によって、大幅な事業者数の増加が見られた。この様な結果に至った要因として、マイスター強制は開業のために多額の費用と多くの時間がかかってしまい参入コストがとても高くなっていたためと考えられる。すなわち、2004年の法改正によって、付表B1の職種は参入コストを押し上げていたマイスター強制がなくなり、事業の拡大や長期的な職業安定性を目的としない、いわゆる趣味の延長線としての開業や補助的な収入を得るための開業などといった、開業目的の多様化が起きたためである。

しかしながら、本研究では手工業分野の変化のみに着目し、ドイツの経済・政治状況といった全体の流れを十分に考慮できていなかったことから、これらの問題については今後の課題とする。また2004年の法改正以降の手工業分野の構造変化についても、本稿では事業者数の変化のみを捉えることしかできなかったが、今後は従業員構造、売上げ構造の変化を見ていくことによって、より詳しく検証を行いたい。

付録表 1：手工業秩序法付表 A（1953 年, 1965 年, 1998 年）

1953 年 HwO		1965 年改正 HwO		1998 年改正 HwO	
I 建設グループ					
1	左官；コンクリート・鉄筋コンクリート；炉・煙突；パン焼き窯建造業者	1	左官	1	左官およびコンクリート建築業者
2	大工	2	コンクリート・鉄筋コンクリート建築業者	2	暖炉および熱気暖房装置製造業者
3	屋根葺き業者	3	炉・煙突建造業者	3	大工
4	道路工事業者（舗装工事業者）	4	パン焼き窯建造業者	4	屋根葺き業者
5	暖房・冷房・防音工事業者	5	大工	5	道路工事業者
6	モザイク・プレート・タイル張り付け業者	6	屋根葺き業者	6	暖房・冷房・防音工事業者
7	コンクリートブロック・研ぎ出しコンクリート”テラゾー”製造業者；木紋石貼り業者	7	道路工事業者	7	タイル・プレート・モザイク張り付け業者
8	井戸掘り業者	8	暖房・冷房・防音工事業者	8	コンクリートブロック・研ぎ出しコンクリート（テラゾー）製造業者
9	石工・石材彫刻業者	9	タイル・プレート・モザイク張り付け業者	9	床張り（コンクリートなどで固めた床）
10	化粧しっくい細工業者	10	コンクリートブロック・研ぎ出しコンクリート（テラゾー）製造業者	10	井戸掘り業者
11	ペンキ塗り（塗装漆喰、白綴じ）；ラッカー塗装業者	11	床張り（コンクリートなどで固めた床）	11	石工・石材彫刻業者
12	暖炉設置業者	12	井戸掘り業者	12	化粧しっくい細工業者
13	煙突掃除業者	13	石工・石材彫刻業者	13	ペンキ・ラッカー塗装業者

		14	化粧しっくい細工業者	14	足場組み業者
		15	ペンキ・ラッカー塗装業者	15	煙突掃除業者
		16	タイル張り暖炉・熱気暖房装置製造業者		
		17	煙突掃除業者		
II 金属グループ					
14	鍛冶・鍛造業者	18	鍛冶・鍛造業者	16	金属工
15	機械工、金具工	19	機械工、金具工	17	外科用医療器具（保守・修理）機械工
16	機械製造業者；工具製造業者；旋盤工	20	車体（ボディー）製造業者	18	車体（ボディー）製造業者、車両製造業
17	水車製造業者	21	機械製造業者（水車製造業者）	19	通信機械設備電子技師
18	機械技師（保守・修理）（ミシン・二輪車機械工）	22	工具製造業者	20	二輪車機械工（保守・修理）
19	原動機付き車両工（保守・修理）；原動機付き車両電気工	23	旋盤工	21	冷房機器製造業者
20	農業用機械器具工（保守・修理）	24	機械技師（保守・修理）（ミシン・二輪車機械工）	22	情報電子機器技師
21	精密機械工（保守・修理）および精密光学レンズ業者	25	事務情報電子技師	23	原動機付き車両技師
22	猟銃製造業者	26	原動機付き車両工（保守・修理）	24	農業用機械器具工（保守・修理）
23	ブリキ・板金業者（冷却装置修理製造業者）；ガス・水道取り付け業者	27	原動機付き車両電気工	25	猟銃製造業者
24	セントラルヒーティング・空調装置工事業者	28	農業用機械器具工（保守・修理）	26	板金工
25	銅細工業者	29	精密機械工（保守・修理）	27	配管および暖房装置工事業者

26	電気配線・機器具取り付け業者（避雷針工事業者）；電気機械工（保守・修理）および通信機械設備電子技師	30	猟銃製造業者	28	コンテナおよび機器装置製造業者
27	電気機器製造業者（設計・組立）	31	ブリキ業者	29	電気機械技師
28	ラジオ・テレビ技師	32	ガス・水道取り付け業者	30	電気機器製造業者（設計・組立）
29	時計製造・修理業者	33	セントラルヒーティング・空調装置工事業者	31	時計製造・修理業者
30	彫刻業者（金属・石材・ガラスなど）；彫刻師	34	銅細工業者	32	彫刻業者（金属・石材・ガラスなど）
31	電気メッキ業者および金属研磨業者	35	電気配線・器具取り付け業者	33	金属プレス業者
32	金属細工業者（ベルトバックル）および金属プレス業者	36	電気機械工（保守・修理）	34	電気メッキ業者
33	金属鋳造業者および金属鋳物工	37	通信機械設備電子技師	35	金属鋳物工および釣り鐘鋳造業者
34	釣り鐘鋳造業者	38	電気機器製造業者（設計・組立）	36	切断工具機械工
35	溶接工	39	ラジオ・テレビ技師	37	金箔・銀箔業者
36	刃物鍛冶業者	40	時計製造・修理業者		
37	金細工業者および銀細工業者	41	彫刻業者（金属・石材・ガラスなど）		
38	金箔・銀箔・アルミ箔業者	42	彫刻師		
		43	電気メッキ業者および金属研磨業者		
		44	金属細工業者（ベルトバックル）および金属プレス業者		
		45	錫鋳造（食器等）業者		

		46	金属鑄造業者および金属 鑄物工		
		47	釣り鐘鑄造業者		
		48	刃物鍛冶業者		
		49	金細工業者		
		50	銀細工業者		
		51	金箔・銀箔・アルミ箔業 者		
III 木材グループ					
39	家具・指物・建具業者（幌製 飛行機製造業者、ボーリング レーン製造業者）	52	家具・指物・建具業者	38	家具・指物・建具業者
40	巻き上げシャッター・ブライ ンド製造業者	53	寄木床張り業者	39	寄木床張り業者
41	ボート建造業者；造船業者・ 船大工	54	巻き上げシャッター・ブ ラインド製造業者	40	巻き上げシャッター・ ブラインド製造業者
42	木型・模型製造業者	55	ボート建造業者	41	ボート建造業者および 造船業者・船大工
43	車大工・馬車製造業者；車体 （ボディ）製造業者	56	造船業者・船大工	42	木型・模型製造業者
44	ろくろ細工業者（象牙彫 刻）；傘製造業者	57	木型・模型製造業者	43	ろくろ細工業者（象牙 彫刻）および木製玩具 製造業者
45	木彫業者	58	車大工・馬車製造業者	44	木彫業者
46	桶・樽製造業者；ワイン酒蔵 管理者	59	ろくろ細工業者（象牙彫 刻）	45	桶・樽製造業者
47	ブラシ・刷毛（ワイヤーブラ シ）業者	60	傘製造業者	46	カゴ細工業者
48	カゴ細工業者	61	木彫業者		
		62	桶・樽製造業者		
		63	ブラシ・刷毛業者		
		64	カゴ細工業者		

IV 衣類・繊維・皮革グループ					
49	紳士服仕立業者	65	紳士服仕立業者	47	婦人および紳士服仕立業者
50	婦人服仕立業者	66	婦人服仕立業者	48	刺繍業者
51	下着仕立て業者	67	下着仕立て業者	49	装身具・ファッション品製造業者
52	刺繍業者；編み物・ニット衣類製造業者	68	刺繍業者	50	織物業者
53	婦人帽製造業者	69	編み物・ニット衣類製造業者	51	ロープ製造業者
54	織物業者	70	装身具・ファッション品製造業者	52	編幌業者
55	ロープ（ネット）製造業者；編幌業者	71	織物業者	53	毛皮加工業者
56	毛皮加工業者；縁無し帽子製造	72	ロープ製造業者	54	靴製造業者
57	手袋製造業者	73	編幌業者	55	馬具・皮革業者および高級袋物・カバン業者
58	靴製造業者（長靴の銅部）；整形外科用靴製造業者	74	毛皮加工業者	56	室内装飾・インテリア業者
59	木靴製造業者	75	縁付き・縁無し帽子製造		
60	なめし皮業者	76	手袋製造業者		
61	馬具・皮革業者；高級袋物・カバン業者	77	靴製造業者		
62	クッションおよび室内装飾業者、壁紙張り業者	78	整形外科用靴製造業者		
		79	なめし皮業者		
		80	馬具・皮革業者		
		81	高級袋物・カバン業者		
		82	室内装飾・インテリア業者		
V 食品グループ					

63	パン製造業者（プレッツェル、黒パン、レーブクーヘン、菓子パン製造者）	83	パン製造業者	57	パン製造業者
64	菓子製造業者	84	菓子製造業者	58	菓子製造業者
65	食肉製造加工販売業者	85	食肉製造加工販売業者	59	食肉製造加工販売業者
66	馬肉製造蔵販売業者	86	製粉業者	60	製粉業者
67	製粉業者	87	ビール醸造および麦芽製造業者	61	ビール醸造および麦芽製造業者
68	ビール醸造および麦芽製造業者	88	ワイン酒蔵管理者	62	ワイン酒蔵管理者
VI 保険・衛生、化学・クリーニンググループ					
69	メガネ業者・眼科光学機器専門業者	89	メガネ業者・眼科光学機器専門業者	63	メガネ業者・眼科光学機器専門業者
70	包帯・帯具製造業者	90	補聴器調整業者	64	補聴器調整業者
71	整形外科用医療器具製造	91	包帯・帯具製造業者	65	整形外科用医療器具技師
72	外科用医療器具製造および（保守・修理）機械工	92	整形外科用医療器具（保守・修理）機械工	66	整形外科用靴製造業者
73	歯科技工士	93	外科用医療器具（保守・修理）機械工	67	歯科技工士
74	理美容師	94	歯科技工士	68	理美容師
75	捺染および化学的洗浄	95	理美容師	69	繊維洗浄業者
76	石鹼製造（ろうそく製造業者）	96	染色工および化学薬品洗浄業者	70	ろうそく製造業者
77	洗濯およびアイロンがけ業者	97	ろうそく製造業者	71	建物清掃業者
78	建物清掃業者	98	洗濯およびアイロンがけ業者		
		99	建物清掃業者		
VII ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ					
79	ガラス業者	100	ガラス業者	72	ガラス業者
80	ガラス加工職人およびガラス組み業者	101	ガラス加工職人およびガラス組み業者	73	ガラス精製業者

81	ガラス吹きおよびガラス器具製造業者	102	精密光学レンズ業者	74	精密光学レンズ業者
82	ガラス・陶磁器絵付け業者	103	ガラス器具製造業者	75	ガラス吹きおよびガラス部品製造業者
83	宝石加工業者	104	ガラス・陶磁器絵付け業者	76	ガラス・陶磁器絵付け業者
84	写真館・写真業者	105	色付き鉱石加工業者、め のう鉱物切断業者、装飾 石彫刻業者	77	宝石加工および彫刻業者
85	製本業者	106	写真館・写真業者	78	写真館・写真業者
86	図書印刷業者：植字工：印刷工	107	製本業者	79	製本業者
87	石版印刷；リトグラフ；キノ グラフ（木版画）	108	図書印刷業者：植字工： 印刷工	80	図書印刷業者
88	写真凸版製版業者；鉛版製版 業者；電気製版業者	109	石版印刷	81	スクリーン印刷業者
89	陶磁器製造業者	110	スクリーン印刷業者	82	フレキシソ製版業者
90	オルガン；ピアノ・ハーモニ ウム；バイオリン；金管・打 楽器；木管楽器；弦楽器製造 業者	111	フレキシソ製版業者	83	陶磁器製造業者
91	金メッキ・金箔処理業者	112	写真凸版製版業者	84	パイプオルガン・ハー モニウム製造業者
92	看板・ネオンサイン製造業者	113	鉛版製版業者	85	ピアノ・チェンバロ製 造業者
93	生ゴム加硫処理およびタイヤ 保守・修理業者	114	電気製版業者	86	アコーディオン製造業 者
		115	陶磁器製造業者	87	バイオリン製造業者
		116	パイプオルガン・ハーモ ニウム製造業者	88	ボーゲン製造業者
		117	ピアノ・チェンバロ製造 業者	89	金管楽器・打楽器製造 業者

	118	アコーディオン製造業者	90	木管楽器製造業者
	119	バイオリン製造業者	91	発弦楽器製造業者
	120	金管楽器・打楽器製造業者	92	金メッキ・金箔処理業者
	121	木管楽器製造業者	93	看板・ネオンサイン製造業者
	122	発弦楽器製造業者	94	生ゴム加硫処理およびタイヤ保守・修理業者
	123	金メッキ・金箔処理業者		
	124	看板・ネオンサイン製造業者		
	125	生ゴム加硫処理およびタイヤ保守・修理業者		

付録表 2：手工業秩序法付表 A、付表 B1（2004 年）

2004 年改正 HwO			
付表：A		付表：B1	
I 建設グループ			
A1	左官およびコンクリート建築業者	B1	タイル・プレート・モザイク張り付け業者
A2	暖炉および熱気暖房装置製造業者	B2	コンクリートブロック・研ぎ出しコンクリート（テラゾー）製造業者
A3	大工	B3	床張り（コンクリートなどで固めた床）
A4	屋根葺き業者		
A5	道路工事業者		
A6	暖房・冷房・防音工事業者		
A7	井戸掘り業者		
A8	石工・石材彫刻業者		
A9	化粧しっくい細工業者		

A10	ペンキ・ラッカー塗装業者		
A11	足場組み業者		
A12	煙突掃除業者		
II 金属グループ			
A13	金属工	B4	コンテナおよび装置製造業者
A14	外科用医療器具（保守・修理）機械工	B5	時計製造・修理業者
A15	車体（ボディー）製造業者、車両製造業	B6	彫刻業者（金属・石材・ガラスなど）
A16	通信機械設備電子技師	B7	金属プレス業者
A17	二輪車機械工（保守・修理）	B8	電気メッキ業者
A18	冷房機器製造業者	B9	金属鋳物工および釣り鐘製造業者
A19	情報電子機器技師	B10	切断工具機械工
A20	原動機付き車両技師	B11	金箔・銀箔業者
A21	農業用機械器具工（保守・修理）		
A22	猟銃製造業者		
A23	板金工		
A24	配管および暖房装置工事業者		
A25	電気機械技師		
A26	電気機器製造業者（設計・組立）		
III 木材グループ			
A27	家具・指物・建具業者	B12	寄木床張り業者
A28	ボート建造業者および造船業者・船大工	B13	巻き上げシャッター・ブラインド製造業者
		B14	木型・模型製造業者
		B15	ろくろ細工業者（象牙彫刻）および木製玩具製造業者
		B16	木彫業者
		B17	桶・樽製造業者
		B18	カゴ細工業者
IV 衣類・繊維・皮革グループ			
A29	ローブ製造業者	B19	婦人および紳士服仕立業者

		B20	刺繍業者
		B21	装身具・ファッション品製造業者
		B22	織物業者
		B23	編幌業者
		B24	毛皮加工業者
		B25	靴製造業者
		B26	馬具・皮革業者および高級袋物・カバン業者
		B27	室内装飾・インテリア業者
V 食品グループ			
A30	パン製造業者	B28	製粉業者
A31	菓子製造業者	B29	ビール醸造および麦芽製造業者
A32	食肉製造販売業者	B30	ワイン酒蔵管理者
VI 保険・衛生、化学・クリーニンググループ			
A33	メガネ業者・眼科光学機器専門業者	B31	繊維洗浄業者
A34	補聴器調整業者	B32	ろうそく製造業者
A35	整形外科用医療器具技師	B33	建物清掃業者
A36	整形外科用靴製造業者		
A37	歯科技工士		
A38	理美容師		
VII ガラス・紙・陶磁器業およびその他のグループ			
A39	ガラス業者	B34	ガラス精製業者
A40	ガラス吹きおよびガラス部品製造業者	B35	精密光学レンズ業者
A41	生ゴム加硫処理およびタイヤ保守・修理業者	B36	ガラス・陶磁器絵付け業者
		B37	宝石加工および彫刻業者
		B38	写真館・写真業者
		B39	製本業者
		B40	図書印刷業者
		B41	スクリーン印刷業者
		B42	フレキソ製版業者

	B43	陶磁器製造業者
	B44	パイプオルガン・ハーモニウム製造業者
	B45	ピアノ・チェンバロ製造業者
	B46	アコーディオン製造業者
	B47	バイオリン製造業者
	B48	ボーゲン製造業者
	B49	金管楽器・打楽器製造業者
	B50	木管楽器製造業者
	B51	発弦楽器製造業者
	B52	金メッキ・金箔処理業者
	B53	看板・ネオンサイン製造業者

- 1 手工業分野の二次大戦以前から60年代までの手工業定義については、清成（1969）が詳しくまとめている。
- 2 ただし、2004年のHwO改正以降は例外である。

参考文献

- 1) Die Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts 13 97. Urteil v. 17. 7. 1961.
- 2) Das Gesetz zur Ordnung des Handwerks 1953, 1965, 1992, 1998.
- 3) Statistisches Bundesamt Deutschland (1956, 1963, 1968, 1977, 1995), *Handwerkszählung*.
- 4) Statistisches Bundesamt Deutschland (1965, 1973, 1979, 1997), *Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland*.
- 5) Trading Economics “Germany Producer Prices 1950–2017 “, <https://tradingeconomics.com/germany/producer-prices>, 2017年12月7日アクセス.
- 6) Martin Hellwig, J. Basedow, W. Haastert, S. Röver, K. Trebitsch (2001) „Reform der Handwerksordnung “, *Sondergutachten der Monopolkommission gemäß § 44 Abs. 1 Satz 4 GWB*.
- 7) Marahrens Norbert (1978), *Strukturwandel und Wachstumsdifferenzierungen im Produzieren Handwerk*, Göttinger Handwerkswirtschaftliche Studien, Göttingen.
- 8) 清成忠男 (1969) 「ドイツにおける手工業概念について—中小企業問題国際比較研究の—前提」、『経済志林』37 (2)、pp.79–118。

- 9) 近藤義晴 (1979) 「投資財ハントヴェルクの構造変化」、『神戸外大論叢』 30 (5)、pp.17-3。
- 10) 近藤義晴 (1985) 「西ドイツにおけるハントヴェルクの動向—ZDH、Handwerk 1984」、『神戸外大論叢』 36 (4)、pp.75-94。
- 11) 近藤義晴 (1999) 「ドイツにおけるハントヴェルク転換期」、『商學論究』 47 (1)、pp.55-76。
- 12) 近藤義晴 (2006) 「『マイスター強制』の違憲性を巡る議論」、『神戸外大論叢』 57 (1/2/3/4/5)、pp.239-257。
- 13) 斎藤哲・八林秀一・鎗田英三 (2005) 『20世紀ドイツの光と影—歴史から見た経済と社会』 芦書房。
- 14) 鎗田英三 (2010) 「第二次世界大戦後のドイツ製パン手工業Das deutsche Bäckerhandwerk nach der Zweiten Weltkriegs」、『駿河台経済論集』 20 (1)、pp.37-78 駿河台大学。
- 15) 吉田敬一 (1984) 「西ドイツ手工業の構造変化の新局面」、『経済論集』 9 (2)、pp.179-208 東洋大学経済研究会。
- 16) 吉田敬一 (2000) 「ドイツにおける手工業マイスター制度の構造的特質」、『経済論集』 25 (2)、pp.111-132東洋大学経済研究会。

Structural changes and particularities of the German handicraft industries in the post-war period —Focusing on the Meister requirement sections from the 1953 to 2004—

MIZUMURA, Yoichi

Abstract

In West Germany, industries in the field of handicraft were required to have a license, called Meister requirement (*Meisterzwang*), in order to start any handicraft businesses, according to the Handicraft Trade Law in 1953, and to ensure the warranty of highly specialized skills and the safety of citizens. However, the Handicraft Trade Law was revised in 2004, and the field reached a major turning point with the partial abolition of the Meister requirement.

In this study, I analyzed the factors that led to the revision of the law in 2004, and the consequent liberalization of occupations by using collected data.

The number of enterprises in the handicraft field, mainly small enterprises with about 1-4 employees, decreased in the post-war period. On the other hand, the number of unskilled workers and clerical staff increased, and the average number of employees per employer also increased accordingly.

In addition, as the size of employees increased, the proportion of sales to private and public sectors tended to increase, rather than those towards households. However, until the 1980s, since a classification of occupations that emphasized the contents of vocational training was used, the contents of the business that could be handled by Meister qualification were very narrow, and it can be assumed that was not only quantitative changes, such as the expansion of the business scale in the form of simply increasing staff, but also qualitative changes that accompanied the expansion of the business areas handled. Therefore, it is considered that legal revisions were made twice in the 1990s with the aim of resolving the discrepancy between the current situation and the law.

In the 1990's, after the revision of the law, there was a sign that the number of vocational trainees and Meisters had decreased. On the other hand, the German economy in those days also had a problem with the high unemployment rate, therefore the law was revised in 2004, in order to promote the opening of businesses by lowering the entry barrier. The revision of this law improved the difficulties of constructing the complementary relation with enterprises such as the industry field, and the opening liberalization was carried out mainly by many small-scale enterprises. The occupations in which the opening liberalization was carried out occupied about only 10% of the whole handicraft industry enterprises in 1998, but the number of enterprises increased to about 20% in 2008. In other words, since these types of jobs that were liberalized included a large number of micro-scale enterprises which stable management was deemed to be difficult to maintain over a long term, Meister-requirement entry costs were large. Therefore, the liberalization of entry led to a significant reduction in entry costs and diversification of entry motives and management objectives.